

諮詢書

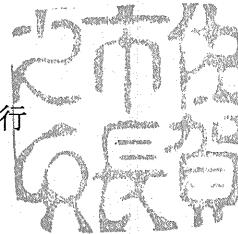
佐市總法第 501 号

平成 21 年 1 月 9 日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 質問内容

統計調査支援システムによる保有個人情報の電子計算機処理の開始について

2 電子計算機処理の導入目的

資料①のとおり

3 統計調査支援システムの内容

資料②、③のとおり

4 電子計算機処理を行う個人情報の内容

調査員情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・職業・口座・表彰履歴・
調査従事履歴・特記事項）

5 個人情報の保護措置とセキュリティ

資料④のとおり

6 電子計算機処理を行う時期

平成 21 年 4 月稼動予定

7 所管課

総務部 総務法制課

電子計算機処理の導入目的

- 1 地図データと調査区情報、正確な統計調査の実施
- 2 統計調査員情報を管理することでの業務の効率化
- 3 地図情報と調査員情報を連動させることでの円滑な行政サービスの実現
- 4 旧佐賀市と新佐賀市での調査対象が拡大するため迅速で円滑な調査の実施

【拡大状況】

世帯数	66,501	⇒	91,159	1.4倍
事業所数	9,500	⇒	12,500	1.3倍
市域	103.76 km ²	⇒	431.42 km ²	4.2倍

統計調査支援システムの内容

(別紙イメージ図参照: 資料③)

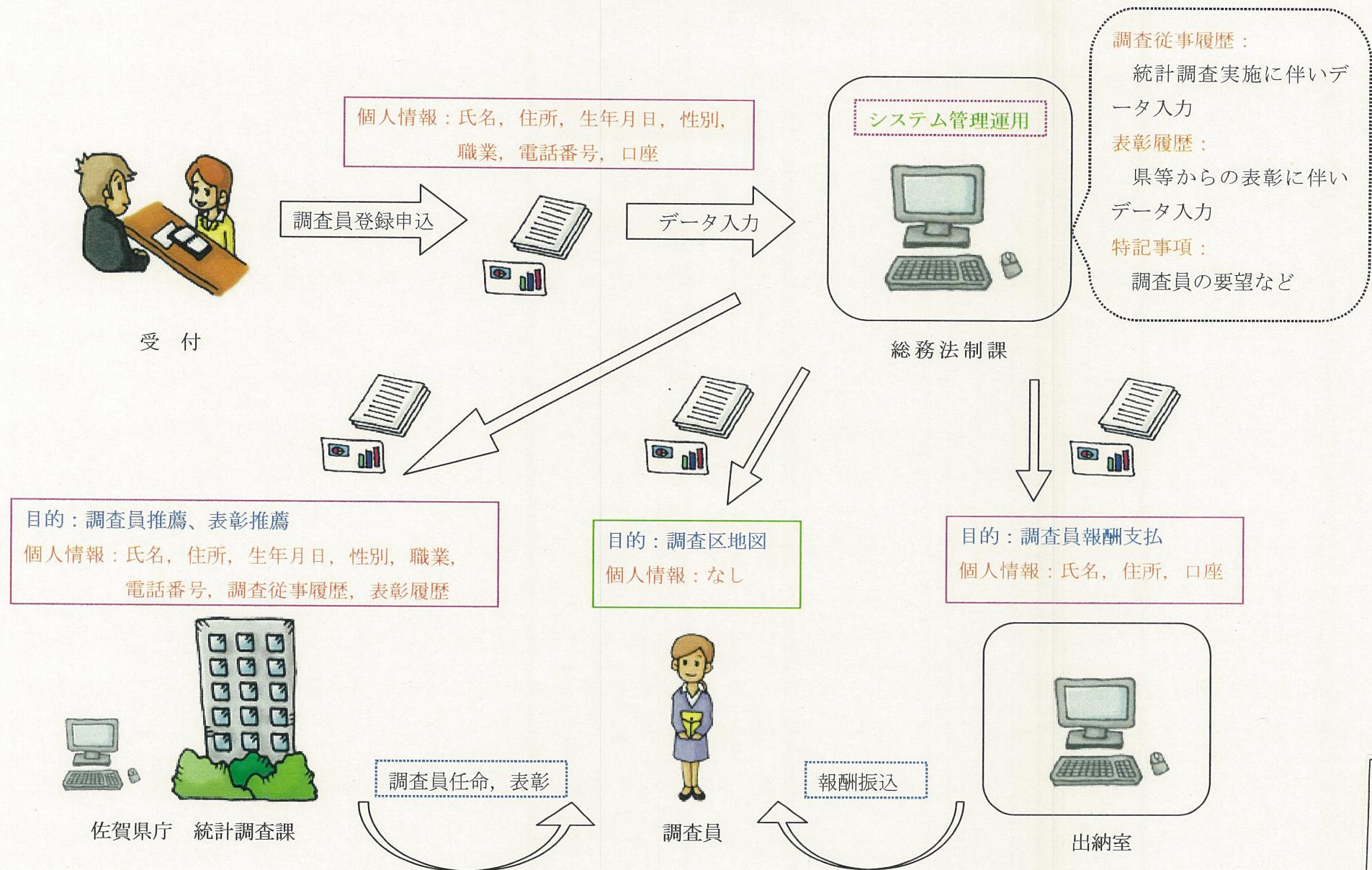
- 1 本市が導入する統計調査支援システムは、住宅地図データと総務省統計局より提供されるCMSデータ（調査区データ）、さらに、市で管理する統計調査員データなどを組み合わせたシステムである。
- 2 統計法に基づき実施される国勢調査などの統計調査を行うために、調査区（地図データ）及び調査員情報を同一のシステムで管理することで、より迅速で正確な事務処理を行うことが可能となる。

主な統計調査一覧

省 庁	統計調査の名称	
総務省	国勢調査	サービス業基本統計
	経済センサス	労働力調査
	事業所・企業統計	小売物価統計
	住宅・土地統計	家計調査
	就業構造基本調査	全国物価統計
	全国消費実態調査	社会生活基本統計
文部科学省	学校基本調査	社会教育調査
厚生労働省	毎月勤労統計調査	国民生活基礎統計
農林水産省	農林業センサス	漁業センサス
経済産業省	工業統計調査	特定サービス産業実態統計
	商業統計	商工業実態基本統計
	商業動態統計調査	

- 3 調査員が世帯及び事業所を訪問する際に、決められた調査区を正確に調査できる。
- 4 主な機能
 - ① 調査員情報の管理
 - ② 調査及び調査員設定
 - ③ 調査区作成及び印刷
 - ④ 調査員割り当て
 - ⑤ 報酬計算

統計調査支援システム～概要イメージ図～



個人情報の保護措置とセキュリティについて

- 1 システム運用に関する責任者の任命
総務法制課長を責任者に任命する。
- 2 システムの専有
システムは専用のサーバで情報を扱う。
- 3 ネットワーク
庁内で既に利用している情報系ネットワークを活用するため、高いセキュリティ機能（外部からの不正アクセス防止やウイルス対策等）を確保する。
- 4 システム操作員の限定
操作員個々へのパスワードを付与し、定期的に変更を行う。
- 5 情報漏えい等事故が発生した場合に迅速に対応するため、アクセスログを記録、管理する。